

新型コロナウイルス関連肺炎に関する庁内連絡会議

- 1 日 時：令和2年2月6日（木）13:45～14:30
- 2 場 所：本庁3階 災害対策本部室（303会議室）
- 3 出席者：副市長、阿南市新型インフルエンザ等対策本部員他
- 4 協議概要：新型コロナウイルス関連肺炎について

■危機管理課から以下の項目について説明

・患者の最新の発生状況、国及び徳島県の対応状況等について説明。1月28日に新型コロナウイルス関連肺炎が、閣議決定により感染症法上の「指定感染症」に指定、2月1日より施行。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本市においても阿南市新型インフルエンザ等対策本部条例を平成25年3月に定めており、国が非常事態宣言を発動するもしくは徳島県において感染者が確認され、県において対策本部が設置された場合は、同条例に基づき、対策本部を設置する。対応については平成26年3月に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき行っていくことを確認。

■保健センターから以下の項目について説明

・本日午前中に、南部総合県民局美波庁舎において新型コロナウイルス関連肺炎に係る連絡会議があり、新型コロナウイルス感染症に対する共通認識を図った。2類感染症と同様の取り扱いで、対人は入院等、対物は消毒等の対応を行う。各種イベントや集団検診時の感染対策として、インフルエンザ等の感染症対策と同様に咳エチケットや手洗いを励行すると共に、アルコール消毒液の設置や、可能であればドアノブ等をアルコール消毒する等、感染防止に努める。

・新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき備蓄を行う。

■議長（副市長）から、次のとおり各部局に指示

・現在、流行が認められている状況ではないため、風邪やインフルエンザ対策と同様に、感染症対策の注意喚起等を行う。市主催のイベント等を行う際は、注意喚起等のチラシを掲示し、可能な限りアルコール消毒液を設置する等の対策を講じる。また、備蓄品の活用等については慎重に行う。

・今後も引き続き情報収集等に努める。